

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する 規則の制定について

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

(提案理由)

熊本県立岱志高等学校の普通科を普通科アドバンスコース及び普通科キャリアコースに、熊本県立高森高等学校の普通科を普通科グローバル探究コース及びマンガ学科に改編することに伴い、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則
(平成 20 年熊本県教育委員会規則第 5 号)

(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) (略)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること

(3)～(25) (略)

2 (略)

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の必要性

熊本県立岱志高等学校の普通科を普通科アドバンスコース及び普通科キャリアコースに、熊本県立高森高等学校の普通科を普通科グローバル探究コース及びマンガ学科に改編することに伴い、関係規定を整備する必要がある。

3 内容

(1) 熊本県立高等学校の普通科の通学区域を規定している別表から岱志高等学校及び高森高等学校を削除し、両校に新設する普通科のコース及び高森高等学校マンガ学科の通学区域を県下全域とする。(別表関係)

(2) 所要の経過措置を設ける。(附則第2項関係)

(3) この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表県北学区の項高等学校名の欄中「岱志高等学校」及び「高森高等学校」を削り、同項通学区域の欄中「高森高等学校には、上益城郡山都町のうち旧蘇陽町を加える。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表に規定する岱志高等学校及び高森高等学校の通学区域については、改正後の別表の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和39年熊本県教育委員会規則第15号）新旧対照表

旧				新			
別表				別表			
学区名	高等学校名	通学区域		学区名	高等学校名	通学区域	
		地域名	備考			地域名	備考
県北学区	岱志高等学校	荒尾市	(略)	県北学区	(削る)	荒尾市	(略)
	玉名高等学校	玉名市	(略)		玉名高等学校	玉名市	(略)
	(略)	山鹿市	高森高等学校に		(略)	山鹿市	_____
	高森高等学校	菊池市	は、上益城郡山都		(削る)	菊池市	(削る)
		阿蘇市	町のうち旧蘇陽町			_____	
		(略)	を加える。			阿蘇市	(略)